

二井環境保全委員会都市交通部会 自転車による都市交通に関する取り組み

自動車中心の都市交通一大気汚染、温暖化ガス排出など地球環境への負荷、交通事故による人間の生命・身体侵害を招くという問題がある→行き過ぎた自動車中心の都市交通は地球環境と人間にとて危険

そこで二井都市交通部会は、都市交通における自転車利用に着目
●人力を利用し温暖化ガスを出さない交通手段→環境にやさしい
●都市部における時間あたりの移動距離は自動車と同様→実用的
●移動の時間=トレーニング＆レクリエーション→人間にやさしい

都市交通における自転車利用に関する取り組み
●平成17年シンポジウム開催「道路は誰のためにあるのか」
●平成19年警察庁交通局に道路交通法改正に関するパブリックコメント提出、併せてシンポジウム開催

平成23年10月25日付警察庁通達 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

「自転車は車道」を大原則として認めた上での施策推進

●自転車通行環境の確立→自転車レーンや自転車道の整備(自動車車線の削減、ペーキングメーターの撤去まで踏み込む)、自転車歩道通行の実施場所見直し

●自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進→自転車に関する基本ルールの周知、交通安全教育の充実、自転車関係事業者等との連携

●自転車に対する指導取締りの強化→街頭での指導・警告活動の強化、違反を繰り返す利用者やノーブレーキピストなどの悪質利用者の検挙

平成23年10月25日付警察庁通達に対して 二井会長名義での意見書を公表

本通達は、「自転車は車道」を大原則とした上で、自動車車線の削減、自転車歩道通行区間の見直しまで踏み込む点、評価できるものである。
その上で、この大原則を徹底させ、「自動車・自転車・歩行者のいずれにとても安全・円滑で、地球環境にもやさしい道路交通システム構築」のため、以下の要点を要望する

- 1 良好な自転車走行空間確保→自転車レーンの設置、違法駐車取締、生活道路における自動車の規制。
- 2 歩道の幅員に問わらず、歩道上の自転車走行は(一定の例外を除き)原則禁止。
- 3 ノーブレーキピストの他、右側走行、信号無視、無灯火、走行中の携帯電話の使用等の違法自転車につき、警察官の日常業務においても積極的な予防・排除の措置を求める。
- 4 本通達においては、「自転車本来の走行性能の發揮を求める者」の車道走行を定めるが、そうではなく、「自動車・自転車・歩行者にとって安全円滑な交通システム」に立脚して自転車の走行空間を定めるべき。

- 1 交通基本法により何がどう変わる
- ・総合的見地からの交通手段の選択
 - ・需要追随型から需要コントロール型へ？

2 移動権

「安全で快適な移動の権利」の保障 (意見書・法案2条)

af: 交通権：移動制約者を含む全ての利用者の持つ移動する権利及びこれに関する交通機関を選択する自由(フランス 交通基本法)

「移動権」の問題として想定している内容

- ① 安全快適な移動空間の確保の問題
- ② 公共交通機関の選択確保の問題

- ① 日本における交通手段別死者数
- | | | |
|--------|--------|---------|
| 道路交通事故 | 4,914人 | (※) 89% |
| 鉄道交通事故 | 328人 | 6% |
| 海上交通事故 | 282人 | 5% |
| 航空交通事故 | 9人 | — |
- 平成22年版 交通安全白書

② 交通事故死者に占める歩行者、自転車走行者の割合
(%。日本は2009年、他の国は2008年。出典：平成22年版 交通安全白書)

| | 歩行者 | 自転車 | 自動車 | 自転車 | 自転車 | 自転車 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|
| 歩行者 | 84.4 | 11.3 | 13.8 | 0.7 | 34.6 | 23.3 |
| 自転車 | 14.3 | 7.5 | 1.9 | 3.5 | 30.2 | 4.4 |
| 自動車 | 32.4 | 58.7 | 39.2 | 51.6 | 52.9 | 50.0 |
| 自転車、 輪原付、 その他 | 18.3 | 22.4 | 47.1 | 32.1 | 22.3 | 23.2 |

わが国において歩行中、自転車乗車中の死亡事故の割合が自動車運転中の死亡事故を上回って死亡事故率でトップになっている。

歩行による移動中の安全が確保されていないことを意味する。

その大部分はクルマによる事故

特に問題のは生活道路における事故。クルマに抜け道として利用されている関係で最低限必要な安全が確保されていない。
白書では対策として最高速度を原則毎時30km以下とすることが指摘されているが、それで十分なのか？

生活道路通行制限：居住者、緊急車両、介護関係の車両等を除く車両の進入制限を行なべきでは？生活道路における制限速度、取り締まりの徹底。

(2) 交通機関の選択

① 障害者、高齢者、子どもなどクルマ利用が困難な者にとっての公共交通機関の重要性

富山市の例(2006年9月現地調査における富山市助役からのヒアリング)

富山市や住みやすさではランキング上位にあるが、これは車さえあれば生活しやすいということ。このまま公共交通が衰退すると、2040年に人口は2割減となる。

全国の県庁所在都市の中で富山市の人口密度は最も低位であり、①車を自由に使えない市民にとって、極めて生活しづらい街。

②削高な都市管理の行政コスト、③中心市街地の空洞化による都市全体の活力低下と魅力の喪失が、富山市の抱える課題である。そこで、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に人を集めることにより、公共交通を軸としたコンバクトな町づくりを目指すこととした。

② 赤字路線の廃線化
日本では運賃収入で運営費をまかぬ「独立採算制」
日本国有鉄道経営再建促進特別措置法
2条 昭和60年度までに国鉄の経営の健全性を確保するための基盤を確立し、引き続き、速やかにその事業の収支の均衡の回復を図る

8条 赤字路線＝収支の均衡を確保することが困難な路線を廃止し乗り合いバス路線等に転換
2000年貸し切りバス、2002年乗り合いバスの規制緩和(免許制から許可制)→①新規参入が容易に②バス会社に路線廃止の自由。
黒字路線で赤字路線の赤字を填补をしていたバス会社は、赤字路線の廃線化を決定

③ 総人口の減少、超高齢社会

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(2012. 1推計)

総人口 2010年 1億2,806万人
出生中位推計→2048年：9,913万人→2050年：8,674万人
出生高位推計→2054年：9,962万人→2050年：9,460万人
出生低位推計→2044年：1億人割り→2050年：7,997万人

生産年齢(15歳～64歳)：2010年8,173万人
出生中位推計→2060年：4,418万人
出生高位推計→2060年：4,909万人
出生低位推計→2060年：3,971万人
老年(65歳以上)人口 2010年 2,948万人
2012年3,000万人→2042年：3,878万人→2060年：3,464万人

2007年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」
鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む協議会(同法6条)に対し、一括支援する新たな支援制度「地域公共交通活性化・再生総合事業」創設(国土交通省のHP)

問題点 予算規模 地方間格差

①移動権②環境(CO₂削減)③渋滞緩和④交通事故死傷者数減少という鉄道、乗り合いバスの果たしている機能を考慮すると収支のバランスにこだわるのはおかしい。道路上には莫大な税金が徴収されているのに、公共交通機関には独立採算を求めるのは正しいのか

自転車政策のあり方と交通基本法

(株)三井住友トラスト基礎研究所
慶應大学客員教授 古倉 宗治
120523 交通基本法シンポジウム

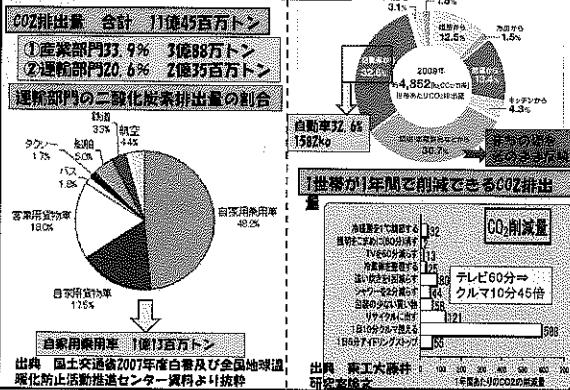
環境=人を運ぶ手段と車体重量

| 乗車人員 | 人の重量合計 | 車体の重量 | 車体重量の倍率 |
|--------|--------------|-----------------|------------------------|
| 自家用車 | 5人 (1.3人) | 330キロ (85キロ) | 1トン 3.0倍 (11.8倍) |
| 電車(1両) | 125人 | 8.1トン | 3.7倍 |
| 航空機 | 550人 | 35.8トン | 181トン 5.1倍 |
| バス | 79人 | 5.1トン | 9.6トン 1.8倍 |
| 自転車 | 1人 | 65キロ | 18キロ 0.28倍 |

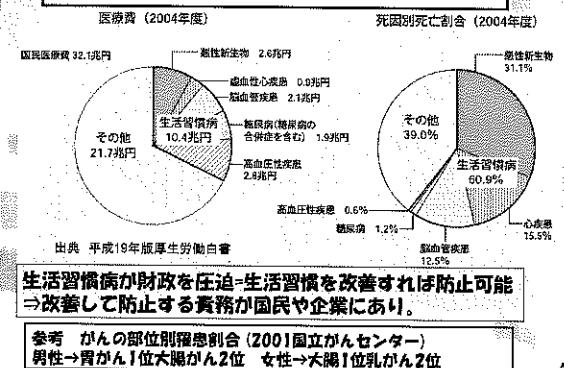
出典 古倉「成功する自転車まちづくり」p17

注 一人当たりの体重を65キログラムとして統一して古倉計算
電車は横浜市営地下鉄、航空機はジャンボ、バスは路線バス等を参考

自家用車の環境負荷



健康=日本の医療費と死因



自転車の継続利用=生活習慣病抑制

| 項目 | 対照 | 実験 |
|---------------------|--------------|--------------|
| ①非自転車通勤者=死亡率高い | 9.9% | 7.4% |
| ②自転車通勤=発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 |
| ③自転車通勤=発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 |
| ④自転車通勤=発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 |
| ⑤自転車通勤=発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 |
| ⑥自転車通勤=発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 | 発生の危険性の経済的影響 |
| ⑦自転車通勤=体重コントロール | 5kg/分の消費 | 5kg/分の消費 |
| ⑧精神 | 精神安定剤維持自覚高 | 精神安定剤維持自覚高 |

出典 Andersen, L., Schnohr, P., Soler, M. and Hilsted, H. (2000). All-cause mortality associated with physical activity during leisure time, work, sports, and cycling to work. *American Journal of Medicine*, 108, 531-537.

Hanslik, T. (1998). The Effect of Commuter Cycling on Physical Performance and on Coronary Heart Disease Risk Factors. Amsterdam: Free University.

Korhonen, H. (1999). The Health Benefits of Leisure-Time and Work-Related Physical Activity. *British Journal of Sports Medicine*.

Lynch, J. et al. (1991). Moderate Intense Physical Activities and High Levels of Occupational Physical Activity are Associated with Lower Prevalence of Diabetes Mellitus in Middle-aged Men. *Archives of Internal Medicine*.

Hol, L., Ji, B., Blair, A., Dai, Q., Ge, Y., and Chow, W. (2004). Commuting physical activity and all-cause mortality in Chinese women. *Journal of Epidemiology and Community Health*.

Stansfeld, K., Schmitz, M., Krieger, B., Chrysostomou, J. (2003). Commuting mode and physical activity - breast cancer risk among premenopausal women in Germany. *American Journal Epidemiology*.

出典 古倉「成功する自転車まちづくり」p4各国の自転車計画等に基づき、古倉作成。

自転車のメリット～これだけのメリットは他にない

| a.個人 | b.企業 | c.地域・自治体 | d.国 | e.地球 |
|--|--|---|---|---------------------|
| 費用の削減(安価費用の削減) | 健康費用、公害対策費用の削減 | 車体費用、初期費用の車体で初期整備費用、公害費用、道路整備費用代替エネルギー費用、運行費用、費用、運行費対策費用の削減 | 健康費用、公害対策費用の削減、財政負担率のための経済(医療費、健康の食生活費用)、エネルギー、資源の国外依存の軽減、貿易収支の改善 | 健康費用、公害対策費用の削減 |
| 自転車の運動の特色 | 自転車で初期費用的な車体で初期整備費用 | 自転車で初期費用的な車体で初期整備費用 | 自転車で初期費用的な車体で初期整備費用 | 自転車で初期費用的な車体で初期整備費用 |
| ①通勤通学實物中にできる一特別の運動 超早く起きる必要なし | ②呼吸が悪切れせず、長時間持続=速切れ呼吸ストップなし | ③ひざの体負担70%を経済化 | ④手動化 | ⑤良好な地域環境の維持増進 |
| ②運動のメリットの比較 | ③運動のメリットの比較 | ④運動のメリットの比較 | ⑤運動のメリットの比較 | ⑥地球温暖化 |
| ①項目 自転車 定型 汎用 | ①項目 自転車 定型 汎用 | ①項目 自転車 定型 汎用 | ①項目 自転車 定型 汎用 | ①項目 自転車 定型 汎用 |
| 場所の制約 自由 自由 限定 | 場所の制約 自由 自由 限定 | 場所の制約 自由 自由 限定 | 場所の制約 自由 自由 限定 | 場所の制約 自由 自由 限定 |
| 持続時間 短い 短い 短時間 | 持続時間 短い 短い 短時間 | 持続時間 短い 短い 短時間 | 持続時間 短い 短い 短時間 | 持続時間 短い 短い 短時間 |
| 強度の調整 難い 難い 難い | 強度の調整 難い 難い 難い | 強度の調整 難い 難い 難い | 強度の調整 難い 難い 難い | 強度の調整 難い 難い 難い |
| 筋・腹筋の運動 可能 可能 可能 | 筋・腹筋の運動 可能 可能 可能 | 筋・腹筋の運動 可能 可能 可能 | 筋・腹筋の運動 可能 可能 可能 | 筋・腹筋の運動 可能 可能 可能 |
| 運動中会話 可能 可能 可能 | 運動中会話 可能 可能 可能 | 運動中会話 可能 可能 可能 | 運動中会話 可能 可能 可能 | 運動中会話 可能 可能 可能 |
| 医学的安全 高い 高い 制約(血圧) | 医学的安全 高い 高い 制約(血圧) | 医学的安全 高い 高い 制約(血圧) | 医学的安全 高い 高い 制約(血圧) | 医学的安全 高い 高い 制約(血圧) |
| 出典 古倉「成功する自転車まちづくり」p4各国の自転車計画等に基づき、古倉作成。 | 仕事の効率化による時間の節約、自走、時間厳守、現場への到達、時間節約、豊かな国民生活 | 移動の円滑化による時間の節約、自走、時間厳守、豊かな国民生活 | 世界の人々の時間節約、豊かな国民生活 | |

自転車利用施策が進まない

| | |
|------|---------------------|
| 1 健康 | 交通手段の中で最も健康+病気予防可能 |
| 2 環境 | 交通手段の中で最も環境負荷少ない |
| 3 経済 | 交通手段の中で最も経済的に安く上がり |
| 4 安全 | 交通手段の中で最も災害時に即座にできる |

行政ボランティア=被災状況の把握、被災者の救助、物資の供給、情報・要望伝達
被災者は避難、移転、医療、買物、日常生活、帰宅等 医療=救助、往診、医薬供給

今こそ総合的な自転車利用の必要性が格段に増大

1. 根強い「クルマ依存型」の社会・都市に対する迷信
2. 自転車まちづくりの割合に対する誤解
3. 自転車利用者のルールマナーに対する過大不信
4. 国民の理解と行政の体系的総合的取組み不足

結果 低い自転車の位置付け→自動車>自転車
このため自転車利用に対する配慮を全く施設多い

国のガイドライン委員会(国土交通省・警察庁)

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会 2012.4

| | |
|------------|--|
| 1 ネットワーク計画 | 地域内主要路線、安全性向上、需要増、目的等を明確にして、これを対象に実施。 |
| 2 走行空間 | ①自転車専道(規制速度高)、②自転車レーン(規制速度低)、③車道混在(歩道幅狭低かつ自転車交通量少ない)、矢羽根路面表示等の法定外表示を公認 |
| 3 交差点 | ①自転車右折レーン停止、②歩道縮小、③用地買収拡幅、④当面法外表示をしのぐ頭に検討。交差点内は矢羽根表示。 |
| 4 しかし | 各施設の空間施策の一つ。自転車の位置づけは今後の課題。 |

交差点の巻き込み防止策構造断面図

自転車の位置づけと優遇策の必要性

| | | |
|------------|--|---|
| 1 物理的な脆弱性 | クルマに対して、物理的、快速性、迅速性等で脆弱 | 対応空間又は自転車優先の共用空間、クルマに対して車道での安全な共用を要請、自転車に迅速空間の与付 |
| 2 需要の弱さ | 「自転車は能歩、公共交通及び自転車空間を並ぶ交通手段の一つ」→歩行者>自転車>クルマと明確に位置づけ→車道で専用空間の新設付与なし | 車道での自転車専用空間確保に支障 |
| 3 各種施策 | 第九次交通安全基本計画「自転車なし」 | 具体的な推進策がなく、論議のみ。各施設の優遇策必要(運動手当増額等) |
| 4 力が弱い | 自転車は政治力、経済力弱い、界隈弱い、安価だから | 自転車は補助金減額、公共交通は補助金等⇒自転車は減額補助金なし |
| 5 持続した利用促進 | 自転車利用は整備及び管理の面で行政から優遇を実感→報酬(コベシハーゲン自転車計画) | 空間確保はもちろん、管理で除番などを自転車を優先するなどでサポート |
| 6 自転車計画 | すでに公共交通計画、高速道路計画等にない | 自転車についても、国は自転車計画なし。市にはまかせっきり(位置づけ等) |
| 結論 | 短距離は徒歩、近距離は自転車、中近距離以上は公共交通、これら別別の分担でカバーできないときは、自家用車などと明確に分担運送必要と優遇 | 手段間の序列入を設定。まず、徒歩、次に自転車、次に公共交通、次に自転車等の順位を選択。選択の自由ではなく、順番を明示。 |

自転車の位置づけ(先進国と日本)

| 自転車の位置づけ段階 | 位置づけの内容 |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1 遊び・運動手段又は補助手段(初期の多国) | 健康レクリエーション |
| 2 車道の中での谷位・付随の交通手段(中国) | 自動車交通の円滑化と交通安全の確保のための自転車空間 |
| 3 車道の中での交通手段の一つ又は共存(現在の日本) | 並なる交通手段の一つ(統論のみ自転車利用を支援する各施設なし) |
| 4 車道と並む交通手段(米国1990年代以降など現在の先進国主流) | 交通手段として対等(自転車利用を法的・施設的に位置づけ・支援) |
| 5 車より優先の交通手段(コペンハーゲン自転車政策2005等) | 交通手段として車よりも優先(自転車利用を車より優遇) |
| 6 自転車が唯一最優越の交通手段(オランダ自転車革命2010) | 交通手段として唯一、かつ最優越(自転車を車及び公共交通より優遇) |

米国ポートランド市自転車計画2030 (自転車クラスの自転車都市!)

都市内の自動車の半分は自転車に転換可能

| | | | | | | | |
|----------------|------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|
| 自家用車の移動距離(都市別) | ~2km | 2~4km | 4~6km | 6~8km | 8~10km | 10~12km | 12~14km |
| 三六都市圏政令市 | 22.5 | 16.7 | 11.0 | 44.7 | | | |
| 三六都市圏その他 | 24.5 | 18.1 | 11.2 | 48.2 | | | |
| 地方中核都市圏 | 22.9 | 15.3 | 11.7 | 44.1 | | | |
| 地方中核都市圏50万人以上 | 24.0 | 21.0 | 14.0 | 52.0 | | | |
| 地方中核都市圏50万人未満 | 26.2 | 20.7 | 13.9 | 53.9 | | | |
| 地方中心都市圏 | 30.1 | 21.1 | 12.9 | 57.1 | | | |

距離の区分: 0~2km、2~4km、4~6km、6~8km、8~10km、10~12km、12~14km

移動距離(km/h): 8km/h (徒歩), 15km/h (自転車), 7.5km/h (公共交通)

出典: 平成11年全国都市白皮書(ソーシャル・インフラ)、調査統計概要、平成14年国土交通省「自転車の現状と問題点」、合意作成会議、統計、総務省

自転車の移動距離(km/h): 8km/h (徒歩), 15km/h (自転車), 7.5km/h (公共交通)

自転車=5km以下では移動時間が最短

| | |
|-------|------|
| 距離 | 0.0 |
| 2km未満 | 2.0 |
| 2km~ | 13.7 |
| 5km~ | 29.4 |
| 7km~ | 17.6 |
| 10km~ | 37.3 |
| 5km以上 | 100 |

自転車に乗って行く距離(5km以上84%)

| | |
|-------|------|
| 距離 | 84.3 |
| 5km未満 | 5.1 |

出典: 千葉県柏の葉キャッスルタウン周辺地区自転車アンケート調査結果2009

交通基本法と自転車

| | |
|-----------|---|
| 理念に重点を置け | ①交通手段間の序列(分担)でも優劣があるはず②交通安全は交通政策と一体③健康、防災の観点④国民の責務として自効努力がなし(徒歩や自転車など自ら確保) |
| 理念が抽象的一般的 | 具体的な理念や方向性がない→交通安全の優先、環境負荷低減、役割分担、転換、メリット等の具体方向出でていない |
| 場の提供のみ | 理念間の優劣、具体的な方向性のないあたりさわりのなし |
| 交通安全 | 交通安全政策の最も基本となる交通安全を十分な達成程度で、一体として取り扱わない(?) |
| 環境負荷低減 | 環境負荷低減のみ→既に重要な自転車から徒歩や公共交通への転換が多い。(§4、§20) |
| 役割分担・連携 | 競争や国民の選好を踏まえた分担連携・具体を示さず(§5) |
| 各種運輸計画 | 具体的な内容は何も書かれていない→受皿の項目のみ用意。基本的に方針→理念の優劣、手段の優劣等を示すべき |
| 結論 | 目標=交通手段ごとの分担率、事故削減目標等明示(§15) 徒歩、自転車、公共交通、自動車等の交通手段間の序列、転換方向や自由な選択はよいが、これに任せるところは施設不在でよいことになる)=徒歩、自転車、公共交通を選択するように仕向ける施策などを明示(先送りしている) 自転車利用促進、自転車計画の策定等を明示すべき(健康、環境、経済等の観点) |

報告・交通基本法に反する二井意見書

日弁連／二井環境委員会委員 中島 敏

2012.05.23

交通基本法シンポジウム
第二東京弁護士会

1. 交通基本法に関する弁護士会の意見書

第二東京弁護士会意見書 2010.11.16

(付：交通基本法試案)

(日本弁護士連合会意見書 2010.12.16)

2. 弁護士会意見書の提出組織

1982 フランス「交通基本法」(LOT)

2000 イギリス「交通基本法」(TRANSPORT ACT)

2006 民主党・社民党「交通基本法案」

2006年提出→2009年草案→政権交代

2010.3 國土交通省「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて一中間整理ー」(第1次、第2次、第3次意見募集)

2010.12 國土交通省「交通基本法案」

2011.2 閨議決定「交通基本法案」

3. 弁護士会意見書の観点

=利便性の反面で、交通の現状にどのような問題があり、人権と環境の觀点から、どのように変えていかなければいけないか=「第1条」

(1)自動車の利便性の反面➡公共交通機関の衰微、移動手段をもたない人々の増加、まちづくりとの関連。

(2)人権：生命侵害、身体侵害〔兇悪の人権侵害〕の多発。⇒表1(2頁)、表2(3頁)

(3)環境、公害：温室効果ガスの排出、自然破壊。⇒表3(3頁)

4. 二井「交通基本法試案」の骨格

5. 二井意見書以降

- (1)「交通基本法（政府案）は草案にしてよいのか？」について
- (2)総合的交通政策、具体的施策の方向性を示す必要

①現在=存在しない

(1) 第1条〔交通の現状に対する基本認識〕⇒上記

(2) 第2条〔移動する権利〕

移動する権利は日本国憲法に由来する権利の一環である。

(3) 第3条第1項〔安全性、快適性〕

第2条の「移動する権利」は第1条の現状認識を踏まえて、「安全・快適なものでなければならない」

⇒第14条〔歩行者等の安全な移動を確保するための整備促進の責務〕

⇒第15条〔環境負荷の少ない自転車の安全・快適な走行環境整備の責務〕

⇒第17条〔路面電車の導入等都市部における安全かつ快適な交通体系確立の責務。公共交通機関の混雑緩和〕

(4) 第3条第2項〔環境負荷の少ない交通手段への転換〕

⇒第15条〔環境負荷の少ない輸送機関への転換。自転車の安全・快適な走行環境の整備等を含む〕

(5) 第4条〔総合的政策の必要性、各交通手段の均衡ある役割分担、まちづくりとの対応〕

(6) 上記(3)～(5)につき

⇒第5条〔国の責務、国民の参加〕

⇒第6条〔地方公共団体の責務〕

⇒第7条〔事業者の責務〕

⇒第9条〔財政上の措置〕

⇒第11条〔国の交通基本計画〕

⇒第12条〔地方交通計画〕

⇒第13条〔市町村交通計画〕

⇒第16条〔公共交通機関等の整備〕

⇒第18条〔地方公共団体の施策〕

②公共交通の衰退

過疎地のみならず、都市近郊にも及ぶ

2011.8.18 日弁連意見書「交通インフラの復旧・復興に関する意見書」

③歩行者等交通弱者の安全性に関する抜本的な施策必要

政府案→交通安全基本法へ丸投げ（第7条）

→「交通安全基本法」の問題点

→「交通安全基本計画」の空文化。市民の関与なし

2006.9 埼玉県川口市（園児ら21名死傷）→2012.04.23 京都市亀岡市（児童ら10名死傷）→何も改善されていない

④自転車の安全な走行空間の確保

2011.10.28 警察庁通達→警視庁の基準

→しかし、車線の削減、道路空間の再分配の総合的交通政策との結びつきが必

要

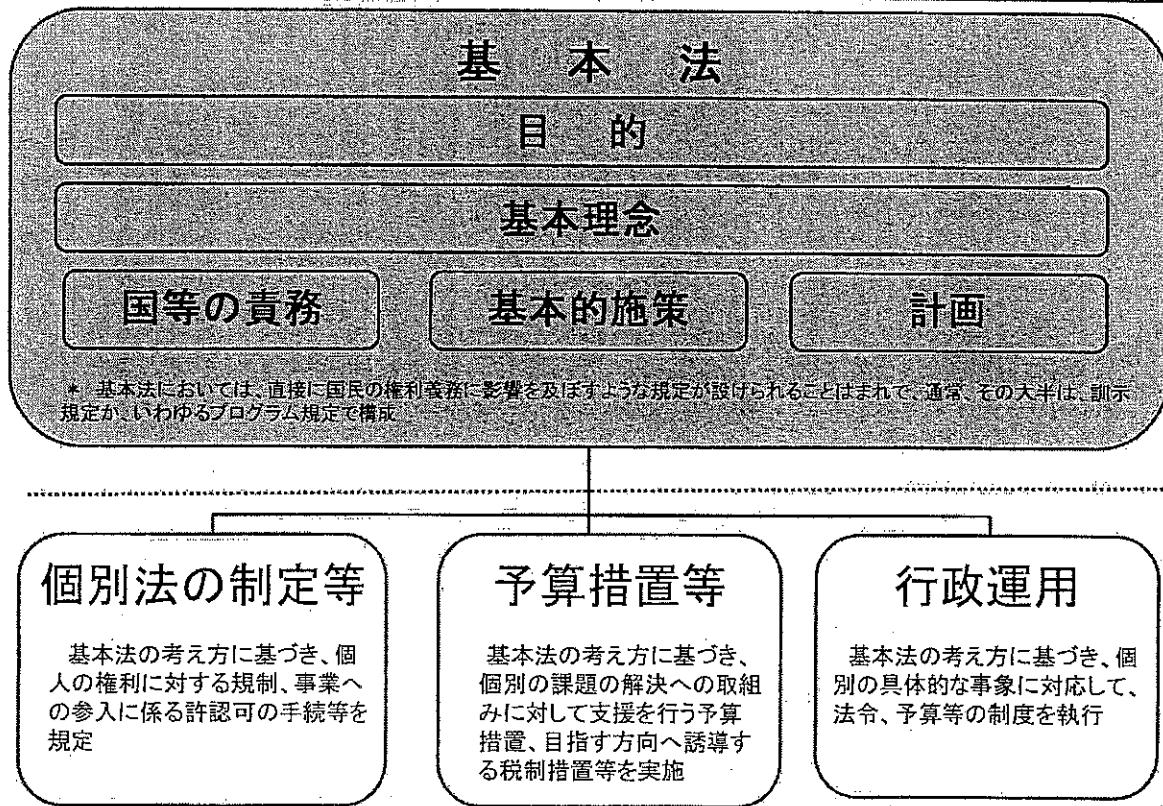
→5年間、5万km提唱

→ソウル市、車線削減による自転車レーン 200 km計画

交通基本法に関する経緯

- 平成14年 民主党・社民党が交通基本法案（議員立法）を国会に提出。審議未了・廃案。
- 平成18年 民主党・社民党が交通基本法案（議員立法）を国会に再提出。平成21年衆議院解散に伴い廃案。
- 平成21年 政権交代を機に、政府としての法案の検討を開始。
- 平成22年 7月の参議院選挙の民主党マニフェスト2010（抄）
「人々の社会参加の機会確保、環境にやさしい交通体系の実現をめざして、『交通基本法』（仮称）を制定し、公共交通を含む総合的な交通体系を構築します。」
- 平成23年 1月に民主党交通基本法ワーキングチームが提言をとりまとめ。
2月に交通政策審議会・社会資本整備審議会が「交通基本法案の立案における基本的な論点について」報告書をとりまとめ。
3月8日に交通基本法案を閣議決定。
先の通常国会及び臨時国会の会期末に継続審議。

基本法とは 「基本法」に基づく行政の展開の体系のイメージ



(参考)交通基本法案に関連のある主な法律

<基本法>

交通基本法案

交通安全対策基本法

環境基本法

海洋基本法

地球温暖化対策
基本法案

<計画法>

国土形成計画法

社会資本整備
重点計画法

<実施法>

促進

地域公共交通の活性化及び再
生に関する法律

都市鉄道等利便増進法

流通業務の総合化及び効率化の
促進に関する法律

助成

離島航路整備法、鉄軌道整
備法、踏切道改良促進法

移動円滑化

高齢者、障害者等の移動等の
円滑化の促進に関する法律

事業

道路運送法、鉄道事業法、
軌道法、海上運送法、航空
法、貨物自動車運送事業法
等の物流事業関連法

交通インフラ

全国新幹線整備法

高速自動車国道法

道路法

港湾法

空港法

交通規制・まちづくり・地域振興

道路交通法

都市計画法、中心市街地の活性化に
に関する法律

流通業務市街地の整備に関する法律

離島振興法、過疎地域自立促進特別
措置法、半島振興法

●交通基本法案

交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定める。

二章までの大筋に構成する法律

交通は、国民生活及び経済活動に不可欠な基盤であるものの、交通に関する取扱いが個々の分野での個別対応に終始しては、社会経済情勢の著しい変化

人口減少、少子高齢化の進展

我が国の経済の低迷、国際競争力の低下

一切追及される地球温暖化問題への対応

など、これまでと異なる状況へと大きく変化する中で、行政への転換

国民目線、利用者目線に立つ行政への転換

新しい立場による政策への転換

交通基本法及び交通基本計画を制定することにより、交通分野の諸課題に対して交
通に関する基本的施策を包括的に示すことににより、国、地方公共団体、事業者、施設管
理者及び国民がともに、総合的かつ計画的かつ、協力的かつ、具体的に取り組みを推進。

三章 本理念等

本理念等は、この二つの基本理念を定めた上で、二つの子段階の施策を示すものである。
具体的には、第一段階として、まず、(1)より(4)までの順序で、(1)より(2)、(2)より(3)、(3)より(4)へと、順次実現する。
第一段階の目標は、(1)より(2)へと、(2)より(3)へと、(3)より(4)へと、順次実現する。

四章 基本的施策

国民及び地方公共団体が講ずる文脈に関する基本的施策について定める。
国民及び地方公共団体の責務等、(1)より(4)までの順序で、(1)より(2)、(2)より(3)、(3)より(4)へと、順次実現する。
(1)より(2)へと、(2)より(3)へと、(3)より(4)へと、順次実現する。

五章 交通基本計画の策定

○交通基本計画の目標を定める
○交通基本計画の目標を定める
×交通基本計画の目標を定める
×交通基本計画の目標を定める

六章 年次報告

○交通基本計画の実施状況を公表する
○交通基本計画の実施状況を公表する
×交通基本計画の実施状況を公表する
×交通基本計画の実施状況を公表する

交通基本法案の骨子案

I 基本理念等 第1条：この法律は、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施設を総合的に計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に図ることを目的とする。

第2条：国民等の交通に対する基本的な需要の充足（交通の機能が十分に発揮されることはより、國民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されなければならない。）

第3条：交通の機能の確保及び向上

第4条：交通による環境への負荷の低減

第5条：交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携

第6条：運送等による施策の推進

第7条：交通の安全の確保

II 責務等

第8条：国の責務
第9条：地方公共団体の責務
第10条：交通関連事業者及び交通施設管理者の責務
第11条：国民の責務
第12条：関係者の連携及び協力
第13条：法的制限上の措置等
第14条：年次報告書

III 交通基本計画

第15条：交通基本計画（交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通基本計画を策定。計画案の策定大臣は、内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣。計画案の作成にあたっては、環境大臣に協議。計画は、閣議決定を経た後、国会に報告し、公表。）

IV 國等の基本的施策

第16条：日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等
第17条：高齢者、障害者等の円滑化及び効率化
第18条：交通の利便性向上、円滑化及び地域の活力の向上に必要な施策
第19条：国際競争力の強化及び地域の環境負荷の低減に必要な施策
第20条：交通に係る環境負荷の整備等
第21条：総合的な交通体系の整備等
第22条：まちづくりの観点からの施策の促進
第23条：鏡光立国の実現の促進等
第24条：技術の開発及び普及
第25条：国際的な連携及び国際協力の推進
第26条：国際的な連携の確保及び国際協力の推進
第27条：国民等の立場に立った施策の実施のための措置
第28条：地方公共団体の基本的施策

V 附則 附則日（公布の日から施行）

各國の地域公共交通に関する制度について

| | 日本 | フランス | ドイツ | イギリス | アメリカ | 韓国 |
|----------------------|----------------------|----------------------------|---------------------------------------|------------------------|---|---|
| 地域公共交通に係る計画制度を規定した法律 | 活性化・再生法(07) | 国内交通基本法(82) | 近距離交通地域化法(96) | 2000年交通法 | 1964年都市公共交通法(DMPO)の制定を経て、1991年統合陸上輸送効率化法(STEA)によりMPOを充実強化 | 大衆交通育成利用促進法(05) |
| 上記計画の策定義務化の有無 | 任意 | 96年改正法により10万人以上の都市圏で策定が義務化 | 近距離交通地域化法(96)で策定を義務化。計画の策定に係る細則は附則で規定 | 2000年交通法で策定を義務化 | MPOと州が長期計画と交通改善計画を策定することを義務化 | 義務化 |
| 地域公共交通に係る計画 | 連携計画 | 都市圏交通計画(PDU) | 交通計画 | 地方交通計画(LTP) | 交通計画(TP) | 大衆交通基本計画(国)、地方大衆交通基本計画(地方) |
| 地域公共交通に係る特別の財源(中央政府) | なし | なし | エネルギー税 | 鉛油税(州政府に配分。一部が公共交通に使用) | ガソリン税 | 交通税(政令により、道路67.5%、都市鉄道13.5%、高速鉄道・空港8.0%、調整10.0%と配分) |
| 地域公共交通に係る特別の財源(地方政府) | なし | なし | エネルギー税 | 鉛油税(州政府に配分。一部が公共交通に使用) | ガソリン税 | 交通税(政令により、道路67.5%、都市鉄道13.5%、高速鉄道・空港8.0%、調整10.0%と配分) |
| 地域公共交通に係る補助制度 | 総合事業地バス補助 離島航路補助等 | トラン等のインフラ整備に対する補助 | 地方交通助成法(GVFG)に基づく地域公共交通の関連施設に対する補助 | LTPの審査・評価を通じた補助 | SAFETEA-LUに基づくガソリン税の配分制度 | 地方分権交付税(一般会計)等による支援あり |

第5回 人と環境にやさしい交通をめざす全国大会 in 岡山

トランジットモビリティ都市・岡山をめざして

大会プログラム

プログラム

トランジットモビリティ都市・岡山をめざして

第5回「人と環境にやさしい交通をめざす全国大会 in 岡山

大会プログラム

開催日時 2010年11月27日(土) 10:00～17:30

会場 岡山大学(津島キャンパス) 岡山大学創立五十周年記念館

大会項目 ① 研究発表大会 (岡山大学津島キャンバス・環境理工学部棟: 10:00～12:30)

② 市民フォーラム (岡山大学津島キャンバス・創立五十周年記念館: 13:30～17:30)

A. 特別セッション (創立五十周年記念館: 13:30～15:00)

- ①人と環境にやさしい交通をめざす企画(株式会社モーターボールディングス取締役会長) 福井、櫻一郎 (大ホール)
- ②人と環境にやさしい交通をめざす企画(小ホール)
- 人と環境にやさしい交通をめざす企画(日本工機株式会社) 小嶋、光信 (エコノミスト)
- 人と環境にやさしい交通をめざす企画(岡山県立大学) 小野一郎 (岡山ホーリングス株式会社代表取締役社長)
- 人と環境にやさしい交通をめざす企画(岡山県立大学) 大島、勝弘 (岡山県立大学学術院)

B. 結社市シンボルとしての吉備線 JR 路線デザインコンペティション表彰式 (15:20～15:30)

及び作品展示+世界のJRで写真展

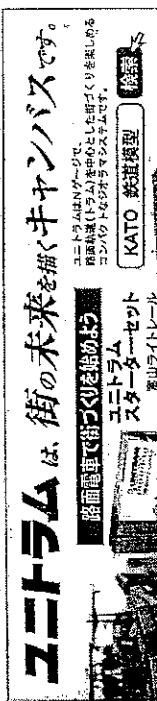
- 「吉備線」JR 東海社長 滝口、誠 (吉備線・岡山県立大学デザイン学院教員)
- 「吉備線」岡山県立大学企画部講師 鈴木、義員 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」岡山県立大学企画部講師 堀川、健 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」岡山県立大学企画部講師 城戸勝、和生 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」岡山県立大学企画部講師 小飼、祐介 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」岡山県立大学企画部講師 A.A.スクール (芸術) コースマスター
- 「吉備線」岡山県立大学企画部講師 小林、勝弘 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」岡山県立大学企画部講師 山口、勝弘 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」岡山県立大学企画部講師 大島、勝弘 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)

C. シンボルシウム「吉備線JR化と路線電車導入化実現に向けて」 (15:30～17:30)

- 「吉備線」JR 東海社長 滝口、誠 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 鈴木、義員 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 小嶋、光信 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 小飼、祐介 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 堀川、健 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 城戸勝、和生 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 小林、勝弘 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 大島、勝弘 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 小林、義員 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 大島、義員 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 小嶋、勝弘 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 堀川、健 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 城戸勝、和生 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 小林、義員 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)
- 「吉備線」JR 東海社長代理 (加藤) 事務局長 大島、義員 (吉備線・岡山県立大学企画部講師)

③ 交流・交歓集会 (岡山大学ヒュニコーン会議室 18:00～19:30)

交流・交歓会は会員制(3,000円)です。事前お申込み下さい。時間は、いずれも予定です。



ユニコーンは、街の未来を描くキャンバスです。

ユニコーンは、街の未来を描くキャンバスです。
街面電車で描づくりを始めよう

KATO 線道模型

電車模型



電車模型



電車模型

電車模型

電車模型

電車模型

電車模型

電車模型

電車模型

目次

4. 交通政策の分析・提言

○ 各分野の報告・提言

1. 新たな技術を考える

| No. | 件名 | 性別 | 年齢 | 職業 | 座席 | 会員登録 |
|-----|-----------------------------|----|------------------------------------|------|----|----------|
| 1 | 燃費競争をなくすための運行・運営・制度のノイバーリング | 男 | 若者 | 新規開拓 | 1 | 未登録 |
| 2 | 路線バスにやさしいLRT学生制度の改良について | 男 | アラートレーラー 阿部 勉 | 新規開拓 | 3 | 原則 |
| 3 | バスをベースとした新しいハイモーダル交通システム | 男 | 交通安全環境研究所 大原 実之、林田守正、佐藤充一、長谷川智紀 | 新規開拓 | 5 | 原則 |
| 4 | バス導入効果のための交通システム支援 | 男 | （独）交通安全環境研究所 大原 実之、林田守正、佐藤充一、長谷川智紀 | 新規開拓 | 7 | 1件当たり15分 |
| 5 | 一括評議の普及と創出の促進 | 女 | （独）交通安全環境研究所 大原 実之、林田守正、佐藤充一、長谷川智紀 | 新規開拓 | 9 | 原則 |
| 6 | セルフサービスの運賃収受 | 女 | （独）交通安全環境研究所 明星秀一 | 新規開拓 | 11 | 原則 |
| 7 | ゴムタイヤLRT「トランシロール」の技術的動向 | 男 | 三井金属フロンティンシステム（株） 小山俊一 | 新規開拓 | 13 | 原則 |
| 8 | 本體光路電気自動車（実用模型）の製作と実験結果 | 男 | 多摩産業大学 竹谷勝哉、鷹脇ひでぞう | 新規開拓 | 15 | 詳細は別紙 |
| 9 | 国内初のEV／PHVタクシーの解説 | 女 | 東京技術科学大学 斎藤和夫 | 新規開拓 | 17 | 新規開拓 |
| 10 | 商業用EV輸貨物トラック | 女 | 東京技術科学大学 斎藤和夫 | 新規開拓 | 19 | 新規開拓 |

2. 各地域の取組みから

| No. | 件名 | 性別 | 年齢 | 職業 | 座席 | 会員登録 |
|-----|------------------------|----|-------------------------------|------|----|----------|
| 1 | 防犯型スマートフォンの読み取り装置 | 男 | おかやま自転車ネット 赤坂敏夫 | 新規開拓 | 21 | 新規開拓 |
| 2 | 自転車から車両までドア音楽装置の販売 | 男 | おかやま自転車ネット 金澤義貴 | 新規開拓 | 23 | 原則 |
| 3 | バス停アダプト運動の定期と萬能のバスマップ | 男 | （N）RACDA 松田和也 | 新規開拓 | 25 | 原則 |
| 4 | 袖内門防犯装置アセスマップと害虫防除 | 男 | （N）RACDA 国 純男 | 新規開拓 | 27 | 1件当たり15分 |
| 5 | 吉備原LRT計画と合意形成 | 男 | 吉備原LRT新企 小早川淳 | 新規開拓 | 29 | 1件当たり15分 |
| 6 | LRT導入で観光客増加がどうなるか？ | 男 | （N）JR西日本 LRTを走らせる会 小田嶺明人、道本雅二 | 新規開拓 | 31 | 新規開拓 |
| 7 | 福井県高岡市開拓化と福井県周辺公共交通計画～ | 男 | 福井県存続研究ワーキンググループ 工藤亮之 | 新規開拓 | 33 | 新規開拓 |
| 8 | 福井県高岡市開拓化の実現に向けて | 男 | 運輸評論家 須田真一 | 新規開拓 | 35 | 新規開拓 |
| 9 | 新規開拓が実現したリスク | 男 | 東京大学院 宮田博史 | 新規開拓 | 37 | 新規開拓 |
| 10 | 新規開拓実現のためのLRTの街開拓整備計画～ | 男 | （N）JR西日本 LRTをめぐる会 小原廣志 | 新規開拓 | 39 | 新規開拓 |
| 11 | 「早くまち・京都」総合交通開拓の策定・推進 | 男 | 京都府都市開拓局 東中島 | 新規開拓 | 41 | 新規開拓 |

O 付録

| No. | 件名 | 性別 | 年齢 | 職業 | 座席 | 会員登録 |
|-----|-------------------------|-------------------------|----|------|-------|----------|
| 1 | フランスにおける公共交通のやさしい移動空間整備 | （株）アンジェロセック 古川 淳 | 43 | 新規開拓 | 1 | 1件当たり15分 |
| 2 | フランス人技術者が構想する岡山LRT | （株）アンジェロセック ジャンピエール・ラリュ | 45 | 原則 | 109 | 新規開拓 |
| 3 | クレモン・ブランのトランシット | （株）アンジェロセック フランク・シャルメゾン | 47 | 新規開拓 | 113 | 新規開拓 |
| 4 | ハイ園新設トランシットについて | （株）アンジェロセック シモン・グレヴェ | 49 | 新規開拓 | ウラから1 | 新規開拓 |
| 5 | 米国におけるストリートガーデンの整備 | 都市交通研究所 山崎直樹 | 51 | 新規開拓 | 105 | 新規開拓 |
| 6 | LRT導入都市における住民意識調査について | （株）モチベート 森 玉太、南 崇一郎 | 53 | 新規開拓 | 105 | 新規開拓 |
| 7 | ゴムタイヤ・ラム・経済性の比較について | （株）モチベート 森 玉太、南 崇一郎 | 55 | 新規開拓 | 105 | 新規開拓 |
| 8 | 通過費負担に関する日仏比較考察 | （株）運輸顧問局 松谷和也 | 57 | 新規開拓 | 105 | 新規開拓 |
| 9 | モビリティシェアリングの導入の考察 | カーフリードーシャッパン 今木文子 | 59 | 新規開拓 | 105 | 新規開拓 |
| 10 | 現在するブル・メトロヒ・LRT導入の考察 | （株）日本交通システムズ研究所 小山 敏 | 61 | 新規開拓 | 105 | 新規開拓 |

出典：人と環境にやさしい交通をめざす全国大会講演集2010
（C）環境省環境政策局環境政策課

8/8

「交通被害者遺族の立場からの交通における安全面の提言」

佐藤 清志

- ・ 交通事故は「犯罪」である事 死亡事故の発生は当たり前ですか?
昨年(平成23年)の交通死は4,611名 11年連続減少(しかし減少率は約5%)… 朗報か?
これはジャンボジェット機9機以上の全員死亡の被害と同等
- ・ 遺族になって感じた事 青信号を渡っていても事件に遭ってしまうという事
交差点の交通システムの危険性 現状の交差点横断は「交通ロシアン・ルーレット」
歩車分離信号の必要性 安心して「青」で渡れる信号機
- ・ 子どもの事件・被害防止は「大人の責任」
子どもが絡む道路交通被害では、全て子どもが犠牲者であり、大人が加害者
子どもは免許を持たず、クルマの運転はしない 大人側の考え方・行動で被害は減るはず
動いているクルマだから凶器となる 止まれば大惨事とはならないはず
元気に育つ子どもの犠牲を無くさずに、少子高齢化など語れないのではないか
- ・ 第9次交通安全基本計画(23年度より5ヶ年) 「人優先」の交通安全思想が基本理念に
交通死亡状態別第一位は交通弱者(歩行者・自転車) 欧米では考えられない事態
- ・ このところ立て続けに起きている重大交通被害
 - 4月12日 京都・祇園 暴走事件(死者7名、重軽傷者11名) てんかん影響のおそれ?
 - 4月23日 京都・亀岡 通学途中の被害(死者4名、重軽傷者7名) 無免許・未成年
 - 4月29日 関越道 ツアーバス事件(死者7名、重軽傷者39名) 道路運送車両法違反?その他には
 - 4月28日 千葉・館山 小学1年生 通学のバス停付近でひかれ死亡
 - 5月14日 大阪・玉造 小学1年生 歩道上で軽にはねられ死亡(参道へ曲がる右折車)
くわえて
 - 4月10日 品川区内 自転車の小学4年生はねられ死亡(交通事故死ゼロを目指す日)
↓<通学路を含めた生活道路の被害対策における視点>
交通弱者の被害 → 交通弱者保護というより、全ての人が“等しく安全”である社会形成
(ツアーバス被害者も公共交通利用であります、交通弱者)
クルマ利用者には「減税・補助金制度」・「高速料金(ETC)割引」など経済的支援があるが、
公共交通利用を含めた「交通弱者」には何もないことに合わせ、公共交通手段すら削減傾向
- ・ 交通手段を含め、安全・環境・経済性における「移動の平等」が求められる=バリアフリー
(「安全」と「円滑」は両立できるのか?)

第一七七回 交通基本法案 附第三三号

目次
第一章 総則（第一条－第十四条）
第二章 交通に関する基本的施策
第三節 地方公共団体の施策（第十五条）

第一節 交通基本計画（第十六条－第二十七条）

第四節 地方公共団体の施策（第十八条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百一号）と併せて、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（国民等の交通に対する基本的な需要の充足）

第二条 交通は、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであるとともに、将来にわたって、その機能が十分に發揮されることは、國民その他の者（以下「国民等」という。）の交通に対する基本的な需要が適切に充足されなければならない。

（交通の機能の確保及び向上）

第三条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活又は社会生活の基盤であること及び経済活動の基盤であることに鑑み、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展その他の社会経済構造の変化に対応しつゝ、交通が、豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、我が国の産業、輸送等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他地域の活力の向上に寄与するものとなるよう、その機能の確保及び向上が図られることを目指として行われなければならない。

（交通による環境への負担の低減）

第四条 交通に関する施策の推進は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び交通事故が環境に与える影響に鑑み、将来にわたって、国民が健全で恵み豊かな環境の憲法を享受することができるよう、交通による環境への負担の低減が図られることを旨として行われなければならない。

（交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携）

第五条 交通に関する施策の推進は、歩行、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、交通手段（交通施設及び輸送サービスを含む。以下同じ。）の選択に係る競争及び国民等の自由な選好を踏まえつつそれぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携することを旨として行われなければならない。

（連携等による施策の推進）

第六条 交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国の実現その他の観点を踏まえ、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りながら、国、地方公共団体、運輸事業その他の交通に関する事業を行う者（以下「交通関連事業者」という。）、交通施設の管理を行なう者（以下「交通施設管理者」という。）、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつゝ、行われなければならない。い。

（交通の安全の確保）

第七条 交通の安全の確保に関する施策については、交通安全対策基本法その他の関係法律で定めるところによる。

2 交通に関する施策の推進に当たっては、前項に定めるところにより行われる交通の安全の確保に関する施策とその他の施策との十分な連携が確保されなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第二条から第六条までに定める交通に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その努力を得るよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に關し、國との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社會的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（交通関連事業者及び交通施設管理者の責務）

第十条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行なうよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。
2 前項に定めるものほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行なうに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

（国民の責務）

第十一条 国民は、基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができることに主張的に行なうよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係者の連携及び協力）

第十二条 国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向け、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（法制上の措置等）

第十三条 政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法律上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十四条 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関する報告を提出

しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る交通の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 交通に関する基本的施策

第一節 交通基本計画

第十五条 国は、交通に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るために、交通に関する施策に関する基本的な計画（以下この条において「交通基本計画」という。）を定めなければならない。

2 交通基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通に関する施策についての基本的な方針

二 交通に関する施策についての目標

三 交通に関する施策が総合かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、交通に関する施策を総合かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 交通基本計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全にに関する国との計画並びに環境の保全に関する

国との基本的な計画との調和が保たれたるものでなければならない。

4 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、交通基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により交通基本計画の案を作成ししよ

うとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

6 政府は、交通基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければ

なければならない。

7 前三項の規定は、交通基本計画の変更について準用する。

第二節 国の施策

（日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等）

第十六条 国は、国民等が日常生活及び社会生活を営むに当たつて必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人の又は物の移動を円滑に行うことができるようにするため、離島に係る交通事情その他の地域における自然的経済的社會的諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の円滑な移動のための施策）

第十七条 国は、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他の駐車場に係る構造及び設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（交通の利便性向上、円滑化及び効率化）

第十八条 国は、前二条に定めるもののほか、国民等の日常生活又は社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足されるようにするために、定時性の確保（設定された発着時刻に従つて運行することをいう。）、速達性的向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。）、快適性の確保、乗継ぎの円滑化その他交通機関機能の高度化（交通施設及びその周辺の施設における相当数の人の移動について、複数の交通手段の間を結ぶ機能を高度化することをいう。）、輸送の合理化その他の交通の利便性の向上、円滑化及び効率化のために必要な施策を講ずるものとする。

（国際競争力の強化及び地域の活力の向上に必要な施策）

しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る交通の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

（交通に関する施策についての基本的な方針）

（交通に関する施策についての目標）

（交通に関する施策が総合かつ計画的に講ずべき施策）

（日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等）

（高齢者、障害者等の円滑な移動のための施策）

（交通の利便性向上、円滑化及び効率化）

（国際競争力の強化及び地域の活力の向上に必要な施策）

第十九条 国は、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域の活力の向上を図るために、国内外網の形成、国際輸送網及び輸送に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十条 国は、交通による温室効果ガスの排出の抑制、大気汚染、海洋汚染及び騒音の防止その他の交通による環境負荷の低減を図るため、温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物質の排出の抑制に資する自動車その他の輸送用機械器具の開発、普及及び適正な使用の促進並びに交通の円滑化的推進、鉄道及び船舶による貨物輸送への転換その他の物の移動の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、船舶からの海洋への廃棄物の排出の防止、航空機の騒音により生ずる障害の防止その他必要な施策を講ずるものとする。

（総合的な交通体系の整備等）

第二十一条 国は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、それぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的な交通網を形成することが必要であることを踏まえつつ、道路交通、鉄道交通、海上交通及び航空交通の間における連携並びに公共交通機関相互間の連携の強化の促進その他の総合的な交通体系の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、交通による需要の動向その他の事情に配慮しつつ、前項に規定する連携の下に、交通手段の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するためには必要な施策を講ずるものとする。

（まちづくりの観点からの施策の促進）

第二十二条 国は、地方公共団体による交通に関する施策が、まちづくりの観点から、土地利用その他の事項に關する総合的な計画を踏まえ、国、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者との連携及び協力の下に推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。この場合には、当該連携及び協力が、住民その他の者の交通に対する需要その他の事情に配慮されたものとなるよう努めるものとする。

（観光立国の実現の観点からの施策の推進）

第二十三条 国は、観光立国の実現が、我が国経済社会の発展のために極めて重要であるとともに、観光旅客の往来の促進が、地域間交流及び国際交流の拡大を通じて、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図り、並びに国際相互理解の増進に寄与することに鑑み、観光旅客の円滑な往来に必要な交通手段の提供の推進、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設並びに道路網に係る観光旅客その他の方法による外国人観光旅客に対する情報の提供の推進その他の交通に関連する観光旅客の往来の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（協議の促進等）

第二十四条 国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するためには必要な施策を講ずるものとする。

（技術の開発及び普及）

第二十五条 国は、交通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び独立行政法人の試験研究機関、大学、民間その他の研究開発を行う

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 國は、交通に関する施策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、交通に關し、國際的な規格の標準化その他の国際的な連携の確保及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(国民等の立場に立った施策の実施のための措置)

第二十七条 國は、國民等の立場に立って、その意見を踏まえつつ交通に関する施策を講ずるため、國民等の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

第二十八条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の觀点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を、図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

交通は、國民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、國民生活の安定向上及び國民経済の健全な発展を図るために次くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに國、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び國民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2010年（平成22年）11月16日

第二東京弁護士会
会長 棚木敏明

交通基本法に関する環境・人権の観点からの提言
(付:交通基本法試案)

1 政府による交通基本法の検討

政府は、2011年初頭の通常国会に「交通基本法」（案）を提出し、その成立を期する意向を表明している。

我が国での「交通基本法」制定の試みは、もとよりはじめてのことであるが、国際的にみれば、まずはフランスにおいて1982年に「交通基本法」（略称LOTT）が制定され、つぎにイギリスにおいて2000年に「交通基本法」（TRANSPORT ACT）が制定され、これらはいずれも政権の交替を機に、従来の交通政策を大幅に修正することを目的としたものである。

わが国における動向について見れば、民主党と社民党は野党時代に共同して末尾添付の「交通基本法」（案）を国会へ提出した。同法案は、国民の権利として「移動権」を明示するなど当時としては踏み込んだ内容を含むものであったが、その後廢案となっている。現階段では、国土交通省は法案を公表していないが、民主党・社民党案をもとに検討を進めていると考えられる。

他方で、国土交通省は、2010年初頭には民主党・社民党案を対象として第一次意見募集を行い、その後とりまとめた「中間整理」を対象として第2次、第3次の意見募集を行い、第1次意見募集に対しては日弁連が同2月26日付で意見書を提出している。また、市民団体と国土交通省又は担当副大臣との意見交換も行われた。

2 バランスある交通政策を訴えた、当会及び日弁連の過去の提言

交通及び道路問題に対して、当弁護士会は從来から継続して検討を行っており、重要な考え方に対する問題に対して、適時に次のとおり意見書等を提出してきた（<http://niben.jp/or/kankyo.html>）。

- ・道路交通法の改正案に対する意見書（2007年1月27日）
- ・道路整備中期計画に関する意見書（2007年10月22日）
- ・道路建設のあり方にに関する意見書（2009年3月18日）
- ・高速道路無料化及び揮発油税（所謂ガソリン税）等の暫定税率廃止に対する環境・人権の観点からの意見書（2010年2月18日）

また、日弁連においても、「自動車公害の根絶にむけた道路政策の転換を求めて」（2000年3月16日）等、多くの重要な意見書を公表している。これら当会及び日弁連意見書は、いずれも「人権・環境」の観点から、自動車交通を第一義とする従来の交通・道路政策に対して、自動車の利便性 자체は認めつつも、多数の人身被害をもたらす交通事故（表1・2及び脚注*）、多くの健康被害を及ぼす大気汚染・騒音等の公害、地獄温暖化をもたらすCO₂排出による環境被害（表3）等の主要原因となつた事実を直指し、自動車の利便性と環境・安全面で優れた他の交通手段とのバランスある総合的交通政策の必要性を指摘したものである。

表1 交通事故死者数（2009年。出典：「平成22年版 交通安全白書」より作成）

| 交通事故 | 4,914人（※） | 89% |
|--------|-----------|-----|
| 鉄道交通事故 | 328人 | 6% |
| 海上交通事故 | 282人 | 6% |
| 航空交通事故 | 9人 | — |

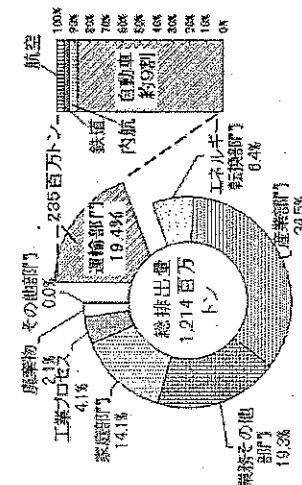
*道路交通事故に関しては事故後24時間内ののみの死者数

*毎年、阪神淡路大震災の犠牲者に匹敵する交通事故死が発生し、その89%が道路交通事故死である。また、その100倍以上が交通事故により負傷している。特に、日本は道路交通事故死者における歩行者・自転車走行者の被害割合が先進国でも異常に高い。

表2 交通事故死亡者に占める歩行者、自転車走行者の割合
(%。日本は2009年、他の国は2008年。出典：同上)

| | 日本 | スウェーデン | アメリカ | フランス | ドイツ | イギリス |
|--------|------|--------|------|------|------|------|
| 歩行者 | 34.9 | 11.3 | 11.8 | 12.8 | 14.6 | 22.3 |
| 自転車 | 14.1 | 7.6 | 1.9 | 3.5 | 10.2 | 4.4 |
| 自動車 | 32.6 | 58.7 | 39.2 | 51.6 | 52.9 | 50.0 |
| 自動二輪 | 18.3 | 22.4 | 47.1 | 32.1 | 22.3 | 23.2 |
| 原付、その他 | | | | | | |

表3 温室効果ガスの排出割合 (2008年。出典：国土交通省HP
<http://www.mlit.go.jp/front/sisaku/ondanka/ondanke.html> より)



3 交通基本法に関する提言

交通基本法は、国民の移動権を法律の中に位置づけ、後來の交通政策の問題点を明らかにし、私達の子ども達が暮らす次世代の社会のすがたを示すべきものであり、このような基本法が制定されるならその意義は大きいものと考へる。かかる観点から当会は、「人権・環境」の視点から交通問題を捉える従来の日弁連及び当会の一貫した姿勢に基づき、國民の権利として移動権を保障しようとするかつての民主党・社民党案の立場を基本的に支持しつつ、

更に踏み込み、交通基本法には以下のような内容が含まれるべきと考える
(詳細は別紙「交通基本法試案」参照)。

1. 何人も、日本国憲法によつて保障される基本的人権の一環として、「安全・快適に移動する権利」を保障されることを明らかにする(別紙第2条)
2. 歩行・自転車・自動車・路面電車・鉄道・船舶・航空機等の手段毎の適切な交通分担に基づき、沿道と一体化した道路の空間機能の有効活用にも配慮した、交通体系の均衡ある総合的整備を国に義務づける(同第4条)
3. 縱割り化された交通行政の集中合理化などの法令・運用・財政的措置を含む、国・地方公共団体の概括的な責務や、事業者の安全・環境配慮の責務を定める(同第5~7条)
4. 安全性向上と環境負荷低減の具体的な数値目標や、各交通手段が担うべき分担割合の目標を含む「交通計画」の策定を、国や都道府県に義務づける(同第11条・第12条)
5. 自動車の進入抑制・速度抑制等の、安全な移動の確保のための具体的施策を国に義務づける(同第14条)
6. 国に、環境負荷の低減に資する輸送機関への転換促進、自転車の走行環境整備等の環境配慮の具体的施策をおこなうことを義務づける(同第15条)

7. 国に、交通条件に恵まれない地域における、公共交通機関等の整備及び輸送サービスの提供の確保に必要な措置をおこなうことを義務づける（同第16条）

8. 国に、都市鉄道の輸送力の増強、跨切道の立体交差化の促進、路面電車の導入へ、都市部における自動車交通量の抑制等の、都市部における安全・快適な交通の確立に必要な措置をおこなうことを義務づける（同第17条）

9. 地方公共団体に、国の施策に準じた施策や、地域の自然的経済的社会的諸条件と地域住民の望むまち作りに応じた必要な施策を実施することを義務づける（同第18条）ほか

人々が安全で快適に暮らせる社会の実現のため、当会の意見が、今後の具体的な法案に反映されることを強く希望する。

以上

別紙

交通安全基本法試案

第一章 総則

第1節 目的、権利

(目的)

第1条 この法律は、円滑な人の移動及び物流を可能とし、国民の諸活動の基礎となるべき交通の重要性と、交通が、事故、騒音、振動、大気汚染その他の公害、温室効果ガスの排出等により、国民の生命、身体及び健康、自然環境、住環境等に重大な影響（以下「環境負荷」と総称する）を及ぼしておる、また、交通条件に恵まれない地域等において、自家用車を利用できない高齢者、障害者、子どもその他住民の安全で快適な移動の権利及び自由が阻害されている現状にからんがみ、国民の移動に関する権利及び自由を明確にするとともに、交通についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の交通についての基本理念に基づる責務を明らかにして、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の安全、健康で文化的な生活の確保、環境負荷の低減及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(安全・快適な移動の権利)

第2条 何人も、日本国憲法によって保障される、個人として尊重され、幸福等を追求する権利、居住、移転及び職業選択の自由、並びに健康で文化的な生活を営む権利等の一環として、安全で快適な移動の権利を保障される。

第2節 基本理念

(移動における安全性、快適性等の確保、交通による環境負荷の低減)

第3条 何人に対しても移動における安全性、快適性が十分に確保されなければならない。交通施設及び輸送サービスの利用にあたっては、その質が確保され、利用者にとって円滑かつ便宜な条件（交通施策及び輸送サービスに

- かかる合理的な選択の自由、アクセストと情報の取得、合理的な運賃、合理的な公的費用負担を含む)の整備がなされなければならない。
2. 交通が多大の環境負荷を及ぼすおそれがあることから、環境と公害に対する国の方針に即し、環境負荷の少ない交通手段への転換を図ることを含め、持続的に発展することができる社会を構築するための施策を講じなければならない。

(交通体系の総合的整備)

第4条 国は、国土の利用、整備及び保全に関する国の方針に即し、交通に係る自然的社会的経済的条件を考慮して、歩行、車椅子、自転車、自動車、路面電車、鉄道、船舶、航空機等の交通手段に、それぞれの特性と地域の実情に応じた適切で均衡ある役割を分担させ、かつ、相互に有機的かつ効率的に連携するよう、総合的に交通体系を整備しなければならない。交通が都市の整備と密接な関係にあることから、交通体系の整備にあたっては、歩行者、自転車の安全及び公共交通機関の健全な育成に留意するものとし、また、都市計画と調和した一体的整備がはからなければならない。道路と沿道空間が一体となって、地域の景観を形成し、地域のにぎわいや交流を促す地域活動の場となり、まち並み創造や来訪者の増大にも寄与するという、道路の空間機能の有効活用についても、留意するものとする。

2. 交通体系の総合的策定にあたっては、交通条件に恵まれない地域における公共交通機関等輸送サービスの提供、都市部における公共交通機関の混雑緩和、大規模災害時の交通の確保等の施策を推進し、併せて我が国経済の発展及び国際競争力の維持強化にも留意するものとする。

(国の責務)

第3節 国、地方公共団体等の責務

第5条 国は、本章第1節及び前節に定める目的、権利及び基本理念にのつとり、交通に関する施策を総合的、政策横断的に策定し、及び実施する責務を有する。

2. 国は、交通に関する施策を策定し、実施するに当たっては、国民の参加を積極的に求める措置を講じなければならない。
3. 国は、地方公共団体が交通に関する施策を推進するため、地域の交通に関する事業及び地域の交通規制について、地方公共団体への権限の委譲、関連する行政手続の地方公共団体の長の下における集中合理化その他の法制上の措置、各地域の実情に即した施策を促進する法令運用上、財政上その他の措置を講じなければならない。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、当該区域の自然的経済的社會的諸条件と、地域住民の望むまち作りに応じた交通に関する施策を策定し、条例の制定その他の所要の措置を講じて、これを実施する責務を有する。

2. 地方公共団体は、交通に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、地域住民の参加を積極的に求める措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第7条 運輸事業その他交通に関する事業を行う者は、基本理念にのつとり、交通の安全性、円滑性及び快適性の向上、交通による環境負荷の低減等に努めなければならない。

2. 前項に定めるもののほか、事業者は、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力する等、基本理念の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国民の権利と責務)

第8条 国民は、移動の権利並びに國及び地方公共団体の交通に関する施策の策定に關して意見を表明する権利を有し、國又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力する等基本理念の実現に寄与するよう努めなければならない。

(法制上、財政上の措置等)

第9条 政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関する諒じた施策並びに目標の達成割合等に関する報告を提出しなければならない。
2. 政府は、毎年、前項の報告に係る交通の動向を考慮し、諒じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 交通計画

(交通基本計画)

第11条 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、第12条及び第13条により定める都道府県及び市町村の交通計画も勘案しつつ、交通基本計画を定めなければならない。交通基本計画は閣議決定を経て、国会へ提出して、その承認を得なければならない。

2. 交通基本計画は、次の掲げる事項について定めるものとする。

(1)交通に関する施策についての基本的な方針
(2)第3条第1項及び第14条に定める交通が達成すべき安全性向上のための具体的施策 (その数値目標を含む。)

(3)第3条第2項及び第15条に定める、交通による環境負荷を低減するための具体的施策 (その数値目標を含む。)

(4)第4条、第16条及び第17条に定める交通体系の総合的整備のための具体的施策 (それぞれの交通が担うべき分担割合の目標を含む。)

(5)前各号に掲げるもののほか、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
3. 政府は、交通をめぐる情勢の変化を勘案し、かつ、交通に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、新たな交通基本計画を定めるものとする。

4. 本条の規定は、交通基本計画の変更について準用する。

(都道府県交通計画)

第12条 都道府県は、地域の自然的経済的社會的諸条件と地域住民の望むまち作りに応じた交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、都道府県交通計画を定めなければならない。都道府県は、第13条により定める市町村交通計画が当該区域内にあるときは、都道府県交通計画の策定の際に、これを勘案するものとする。都道府県交通計画は、都道府県の議会へ提出し、その議決を経なければならない。

2. 都道府県交通計画に定めるべき事項及びその変更については、前条の規定を準用する。

(市町村交通計画)

第13条 市町村は、当該市町村の区域の自然的経済的社會的諸条件と地域住民の望むまち作りに応じた交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要があると認めるとときは、市町村交通計画を定めなければならない。市町村交通計画は、市町村の議会へ提出し、その議決を経なければならない。

2. 市町村交通計画に定めるべき事項及びその変更については、第11条の規定を準用する。

第三章 交通に関する基本的施策

第1節 國の施策

(安全な移動を確保するための整備の促進)

第14条 国は、交通事故における歩行者被害の甚大性にかんがみ、道路の性質に応じた自動車の進入抑制又は速度抑制、その他歩行者、車椅子利用者等の安全確保を優先した具体的な交通施策の策定実施、及び高齢者、障害者、子ども等移動に制約を受ける者が安全で円滑、快適に移動できる交通施設及び輸送サービスの提供その他必要な措置を講じなければならない。

(交通による環境負荷の低減措置)

第 15 条 国は、公共交通機関の利用促進等環境負荷の低減に資する輸送機関への転換の推進、自転車の安全かつ快適な走行環境、利便性の高い駐輪施設、環境負荷の低減に資する交通施設の拡充、交通規制その他必要な措置を講ずるものでなければならない。

(交通条件に恵まれない地域における公共交通機関等交通施設の整備)

第 16 条 国は、交通条件に恵まれない地域の住民が日常生活及び社会生活を営むに当たり安全で円滑で快適に移動することができるようにするため、当該地域における公共交通機関等交通施設の整備の促進及び輸送サービスの提供の確保に必要な財政上及びその他の支援措置を講ずるものでなければならない。

(都市部における安全かつ快適な交通体系の確立)

第 17 条 国は、都市部における公共交通機関の混雑を緩和し、安全性、円滑性及び快適性の向上並びに交通による環境負荷の低減を図るため、都市鉄道の輸送力の増強及び階段道の立体交差化の促進、路面電車の導入、自転車利用の促進、都市部における自動車交通量を抑制するための措置その他必要な措置を講ずるものでなければならない。

第 2 節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の施策)

第 18 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、前節に定める国の施策に準じた施策及びその地域の自然的経済的社会的諸条件と地城住民の望むまち作りに応じた必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものでなければならぬ。

第二東京弁護士会
会長 澤井英久

「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策について」に関する意見書

第1 意見の趣旨

この度、平成23年10月25日付で警察庁から出された「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」と題する通達（警察庁交企発第85号等。以下「本通達」という。）は、歩道における歩行者の安全のため、「自転車は車道」という道路交通法の大原則に立ち返るものであり、かかる大原則の前提となる自転車走行空間の安全確保のため、自動車車線の削減やハーフング、メーターの撤去にまで踏み込んだ上、普通自転車歩道通行可の規制を見直すなどの姿勢を明確にしたものとして、評価すべきものである。

当会は、警察庁をはじめとする関係者が、本通達の精神に則り、この大原則を徹底し、さらに、歩行者・自転車・自動車等のいずれにとっても安全で円滑であり、かつ地球環境にも親和的な道路交通システムの確立に大きな役割を果たされるよう強く期待する。

かかる観点から、当会では、本通達について、本通達に規定された施策に加えて、以下の通りの施策・対応を提言するものである。

- 1 良好な歩道上の自転車歩行空間を確保するための措置を講じる。具体的には、車道上の自転車レーンの設置、自動車の急停車等事の取扱い統一、交通安全上の悪影響に鑑みたペーキング・メーターの原則撤去、並びに生活道路における自動車流入防止、最高速度制限及び一方通行規制を行うべきである。
- 2 歩道における歩行者の安全確保のため、歩道上の自転車通行は、歩道の幅員にかかわらず、（明確かつ必要最小限の例外を除いて）禁止する。
- 3 ブレーキ不備のピスト自転車や、車道右側通行（ないし逆走）、信号無視、無灯火走行、走行中の携帯通信機器使用等の違法自転車運転に対し、講習会の開催やキャンペーン活動のみならず、警察官の通常業務においても積極的な予防・撃除の措置を取る。

- 4 本通達における「自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者」か否かという基準ではなく、「歩行者・自転車・自動車にとつて安全で円滑な交通システム」という観点に立脚した道路交通政策を進めるべきである。

第2 意見の理由

1 本通達の評価

当会は、弁護士の使命である基本的人権擁護の一環として、環境保全のための様々な活動に賛同的取り組んでおり、環境に関する諸問題の調査研究、提言を行っている。（環境問題として道路交通問題を捉えるとき、現在の自動車を中心とした交通システムは、大気汚染、振動、騒音、地球温暖化など深刻な問題を抱えている。そこで、当会では、より環境負荷の少ない交通手段として、自転車の活用に着目し、平成17年3月、シンポジウム「道路は誰のためにあるのか？」を開催し、平成19年1月には同名のシンポジウム準備とともに警察庁交通局に道路交通法改正に関する法的調査研究及び提言を行ってきた。（<http://niben.jp/or/kankyo/sankyo.html>参照）。

この度、警察庁から、前述の本通達が出された。本通達は、①車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、自転車は「車道」であるということを全ての者に徹底。②自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者には、歩道以外の場所の通行を促進。③歩道を通行する者には、歩行者優先というルールを徹底。という基本的考え方を示し、自転車通行環境の確立、ルール周知と安全教育の推進、指導取締りの強化の対策を講じる旨明らかにされた。上記は、「自転車は車道」という道路交通法の大原則に立ち返るものといえる。そして、かかる大原則を現実的なものとするための前提となる自転車走行空間の安全確保のため、自動車車線の削減やペーキング・メーターの撤去にまで踏み込み、歩行者との分離のため普通自転車歩道通行可の規制を見直すなど前記大原則を徹底させる姿勢を明確にしたものとして、評価すべきものである。その上で、当会は、警察庁をはじめとする関係省庁が、本通達の精神に則り、この大原則を徹底し、さらに、歩行者・自動車・自転車等のいずれにとっても安全で円滑であり、かつ地球環境にも親和的な道路交通システムの確立に大きな役割を果たされるよう強く期待する。

かかる観点から、当会では、本通達について、本通達に規定された施策に加えて、以下の通りの施策・対応を提言するものである。

2 具体的な施策・対応の提言

(1) 良好な車道上の自転車歩行環境の構築について（第2・1(1)項関連）

自転車の走行空間については、自転車レーン設置方式、即ち車道上に自転車歩行空間であることを示す施設を施して自動車走行空間と区分することを原則とし、繊石又は鉄橋で仕切られた自転車道を作ることは基本的に避けるべきと考える。道路交通法上、自転車道は繊石又は橋等の工作物によって区画されるものとされている。しかし、十分な幅員を確保できない場合、走行中に繊石や鉄橋に自転車車体が接触して転倒等の事故の原因になる危険があり、また、原則として双方向通行が認められていることから、対向して走行する自転車との接触を回避できない危険もあるからである。

自転車レーンの設置については、自転車のサイズ等を考慮し、十分な幅員の確保が必要だと考える。この点、整規序は、自転車レーンの幅員を 50 センチメートル前後とする案を有すると報道されている。しかし、これはハンドルを含めた自転車の幅員程度に過ぎないため危険である。したがって、本通達で表明しているように車輌の削減をもつて充てることを積極的に検討すべきである。

また、路上の自動車の駐停車は、円滑な自転車走行の障害原因となり、当該自動車を避けるため自転車が路線変更を強いられれば、交通事故の原因となる危険もある。これらの観点から、違法な路上の駐停車は厳正に予防・排除されるべきであり、よりいつそうの駐車違反の取り締まりを励行すべきであると考える。

上記と同様の理由で、バーミング・メーターについて、利用率の如何にかかわらずその交通安全上の悪影響等に鑑みて、(代替手段の確保を別途はかりつつ) 原則として撤去すべきである。

さらに、自転車や歩行者に関連する交通事故の三分の 2 は生活道路（市町村道及びその他の道路という。）で発生している（平成 28 年度交通安全白書特集 138 頁、139 頁）。生活道路の大部分は幅員が狭いため、自転車レーンの設置が困難な場合、自動車の流入防止策、一方通行規制・最高速度規制（30 km、20 km 等）を徹底、強化することで自転車や歩行者の安全を確保すべきである。

(2) 歩道における安全性の確保～自転車の車道走行ルールの確立と徹底（第 2・1②実現基準）

また、歩行者の交通安全を確保するため、歩道上の自転車通行は、歩道の幅員にかかわらず、原則として禁止することを提言する。

前記の通り、自転車は本来、慢車両として車道を通行すべきものである。しかし、昭和 45 年の道路交通法改正により一部歩道通行が認められたことにより混乱が始まった。平成 19 年の道路交通法改正では、第 63 条の 4 において、例外として歩道を通行できる場合が拡大され、かつ、その内容が複雑かつ抽象的であり市民にとって大変わかりにくくものであることが、上記原則が徹底されない現状につながっている。わかりにくさの原因は、主に、必要以上に例外的場合を盛り込もうとした点にある（例えば、「やむを得ないと認められるとき」に歩道通行を許容する同第 1 項第 3 号は、判断基準が明確ではなく、かつ、自転車の安全を歩行者の安全に優先させたともいえる規定になっている。）。

本通達が、同項第 1 号の自転車歩道通行可の規制について、幅員 3m 未満の歩道に関しては原則自歩道を廃止するものとしたことは、改善への第一歩といえる。更に進んで、同第 1 号及び第 3 号については廃止するか、又は適用場面を大きく制限すべきであり、関係当局である警察におかれても立法への働きかけ等の対応をされることを提言する。

上記対応がなされるまでは例外的に歩道上の自転車通行が許される場合が必要以上に存在することとなるが、その間においては、歩道は本来歩行者のための空間であり、当然に歩行者が優先し、自転車は通行しなければならず、歩行者の通行の妨げとなるときは、一

時停止しなければならないのが原則であることの周知及び遵守徹底が必要であり、そのためには必要な措置を講じることを要請する。例えば、歩行者で混雑する歩道や、下り坂でスピードが出やすい歩道など、自転車の通行により歩行者に危険が及ぶことが予想される歩道においては、自転車に乗車しての通行を禁止する措置を講じらるべきである。また、歩道上で自転車がベルを鳴らして歩行者を脇によけさせたり、自転車が歩道上で並走したりするなど、歩道における歩行者への迷惑・危険行為を行わせないための措置も望まれる。

(3) 違法自転車運転の適切な予防・排除（第 2・2 項及び 3 対応建議）

上記の走行ルールを含む道路交通法の原則の周知と徹底のため、講習会の開催や街頭での十分なキャンペーン活動のほか、警察官が日常行うパトロール活動その他の警察官の通常業務の過程においても、自転車の交通違反に対する積極的予防・排除の措置をとられるよう要望する。

この点、悪質、危険な交通法規違反の一例であるブレーキ不備のビスト自転車の運転について、は、近時、交通切符（いわゆる赤切符）を交付するなど、積極的に予防・排除のための措置を講じる運用がなされていると伝えられている。かかる運用に、車道右側通行（ないし逆走）、信号無視、無灯火、自転車運転中の携帯通信機器の使用を加えていただきく要請する。

さらに、運転者に安全意識を持つもらい、かつ、万一の事故の場合の被害者補償に備えるため、自転車における賠償責任保険の制度化も重要である。

なお、この開連で、歩道切符（いわゆる赤切符）を交付するルールを普及浸透させるものとして、自転車を利用する警察官が率先して車道を走行したり、自転車を手押ししつつ歩道通行（パトロール）したりする等、ルールに従った正しい自転車利用の範を示すことを徹底されるよう要請する。

(4) 「歩行者・自転車・自動車にとつて安全で円滑な交通システム」に立脚した道路交通政策

本通達では、「自転車本来の走行性能の發揮を求める者」には「歩道以外の場所の通行の促進」をする旨が定められている（第 1「基本的な考え方」ほか）。このことは、「自転車本来の走行性能の発揮を求める者」について積極的に「歩道以外の場所の通行の促進」を行うことはしないことを示唆されているものと理解している。

その背景として、自転車利用については、その利用目的や求める機能が様々であり、一律に歩道以外の場所の通行の促進を行うことが必ずしも適切ではないとの認識があるのである反面、本来道路交通の施設は、「歩行者・自転車・自動車のいずれにとっても安全で円滑な道路交通システムの構築」という観点から定められるべきであり、かかる觀点からはいかなる自転車であっても、歩道以外の場所の通行を促進すべきである。

「自転車本来の走行性能の発揮を求める者」という基準は、個々の自転車運転者の考え方によつて定まる主観的かつ曖昧な基準であつて、かかる基準により歩道上の走行が許容されることになると、結局自転車の車道走行という大原則が運用において完全に骨抜きになつてしまふおそれがあるものと懸念している。自転車運転者の主觀としては比較的低速でも、歩道上の歩行者にとっては十分危険な存在になり得ることは否定できない。従つて、「自転車本来の走行性能の発揮を求める者が否か」という基準ではなく、自転車利用者に一様に適用される道路交通ルールと、その前提として上述のように車道上に十分な幅員を有する自転車の安全な走行環境の整備を交通政策の基本原則として、一体で進められるよう要望する。

以 上